



2019年7月30日

各 位

会社名 前田道路株式会社
代表者名 代表取締役社長 今枝良三
(コード番号 1883 東証第一部)
問合せ先 管理本部総務部長 西 聖二
(TEL. 03-5487-0011)

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、全国においてアスファルト合材の販売価格の引き上げ等を決定していたとして、本日、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたのでお知らせします。

本件に関し、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

独占禁止法違反の再発防止につきましては、有識者による社外調査委員会の提言書（平成28年6月24日付適時開示「社外調査委員会の調査報告書受領のお知らせ」）を受け、組織体制や社内規程の見直しを行い「独占禁止法違反危機管理委員会」「入札監視委員会」を開催し、教育・研修、モニタリングを継続しております。

当社といたしましては、今回の命令を極めて厳粛に受け止め、再発防止とコンプライアンスの徹底にさらに取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

当社は、全国におけるアスファルト合材の販売価格の引き上げ等に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の違反行為が消滅していることを確認し、今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額	127億9780万円
納付期限	2020年3月2日

当社は、公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請した結果、同制度が適用され、課徴金の30%の減額が認められております。

3. 業績への影響

上記課徴金納付命令の金額127億9780万円と、本件に係る独占禁止法関連損失引当金の前連結会計年度末残高191億円との差額63億220万円は、2020年3月期第1四半期連結決算において特別利益に計上いたします（本年8月8日発表予定）。

以 上